

第3章

観光先進国の実現と美しい国づくり

第1節

観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

観光は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって、人口減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとともに、諸外国との双方向の交流により、国際相互理解を深め、国際社会での日本の地位を確固たるものとするためにも、極めて重要な分野である。

2 観光の現状

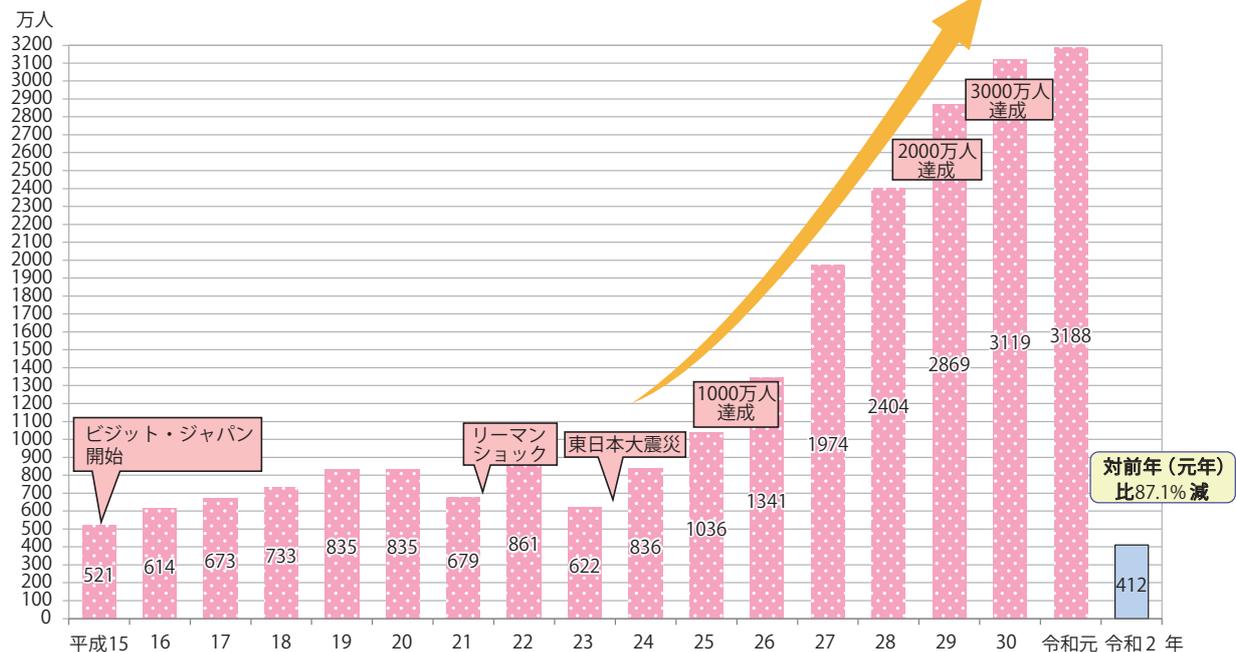
(1) 国内旅行消費額

令和2年の日本人国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で約10.0兆円（対前年比54.5%減）となった。日本人国内旅行消費額のうち、宿泊旅行消費額は約7.8兆円（対前年比54.7%減）、日帰り旅行消費額は約2.2兆円（対前年比53.9%減）となった。

(2) 訪日外国人旅行者数

令和2年の訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により2月以降大きく減少し、対前年比87.1%減の412万人となった。また国籍・地域別では、中国が107万人と最も多く、台湾69万人、韓国49万人となった。

図表 II-3-1-1 訪日外国人旅行者数の推移



(3) 訪日外国人旅行消費額

令和2年の訪日外国人旅行消費額は、2020年4-6月期、7-9月期、10-12月期の調査が中止となったが、1-3月期の調査結果により試算すると7,446億円となった。国籍・地域別では、中国2,536億円（構成比34.1%）、台湾1,084億円（同14.6%）、香港576億円（同7.7%）、米国456億円（同6.1%）、韓国429億円（同5.8%）の順で多くこれら上位5カ国・地域で全体の68.2%を占めた。

(4) 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数

令和2年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、2020年4-6月期、7-9月期、10-12月期の調査が中止となったが、1-3月期の調査結果により試算すると293万人となった。

(5) 訪日外国人の地方部における延べ宿泊者数

令和2年（速報値）の訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数は703万人泊（対前年比83.7%減）となり、大幅に減少した。

(6) 日本における国際会議の開催状況

令和2年の国際会議市場は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた。国際会議協会の調査によると、令和2年に日本で開催が予定されていた国際会議は309件で、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けなかったものは30件（10%）、延期が126件（41%）、オンライン開催が97件（31%）、オンラインと実地開催を組み合わせたハイブリッド形式での開催が12件（4%）、キャンセルが39件（13%）、開催地変更が5件（2%）となった。

(7) 出国日本人数

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の出国日本人数は、317.4万人（対前年比84.2%減）で、過去最大の下げ幅となった。

第2節

観光先進国の実現に向けた取組み

「明日の日本を支える観光ビジョン」の短期的な行動計画として、令和2年7月14日の観光立国推進閣僚会議にて「観光ビジョン実現プログラム2020」を決定し、加えて同年12月3日の観光戦略実行推進会議にて「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」を決定した。これらに基づき、観光先進国の実現に向け、政府一丸となって各種施策を推進した。

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

首都圏外郭放水路では民間が主催する見学会のコース数を増加させるなど、インフラを観光資源として活用・開放し地域振興を図るインフラツーリズムを推進している。

コラム

インフラに来て見て学んで楽しむ「インフラツーリズム」

Column

ダム、橋、港等、世界に誇る土木技術等を観光資源として活用し地域振興を図る「インフラツーリズム」が盛り上がりを見せています。インフラツーリズムは、地域固有の財産であるインフラをもっとそばで見て、感じて、楽しむことで、インフラへの理解を深めていただくとともに、インフラと地域の連携により、周辺の観光資源等への立ち寄りを促し、地域の活性化に寄与することを目指して取り組んでいます。

国土交通省のインフラツーリズムポータルサイトでは、インフラ施設見学と地域での食事や観光地の周遊等を組み合わせた民間主催のツアーや、今しか見ることができない工事風景が見られる施設管理者主催の見学会等を紹介しています。インフラに来て見て学んで楽しんで。「インフラ見楽（けんがく）」、あなたも是非一度、体験してはいかがでしょうか。

首都圏外郭放水路（埼玉県）



白鳥大橋（北海道）



【関連リンク】

インフラツーリズムポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/>

観光庁ホームページ <https://www.mlit.go.jp/kankochu/index.html>

【関連リンク】

Japan Tourism Agency youtube チャンネル
URL : <https://www.youtube.com/user/kankochu/videos>



インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト
URL : <https://www.youtube.com/watch?v=7RBpU006fgo&t=1s>

(2) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、新設電柱の抑制、低コスト手法の普及などにより、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進している。

また、全都道府県・市区町村を対象にした講習会等の開催等により、主要な観光地の市町村等における景観計画の策定を促進するとともに、国営公園で案内板の多言語化等を実施した。

河川においては「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等により、民間事業者等による河川空間の活用を支援し、旅行者を魅了する空間形成を推進した。

(3) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

古民家等の歴史的資源を宿泊施設等に活用し地域の活性化に繋げるため、関係省庁と連携し、ワンストップ窓口での地域からの相談対応や、専門家の派遣等の支援を行っている。

令和3年度から、新たな展開地域の拡大、取組地域の高付加価値化、各種取組との連携強化等を推進していく。さらに、城や社寺等を日本ならではの文化が体験出来る宿泊施設として活用する城泊や寺泊をはじめ、地域の創意工夫による新たな宿泊コンテンツを開拓し、観光地域の磨き上げを進めていく。

また、不動産証券化を活用したモデル事業の実施や、実務に関する講習の実施等を通じて、不動産証券化事業の担い手を育成することにより、古民家等の再生を促進している。

(4) 新たな観光資源の開拓

インバウンドの段階的回復を見据え、地域固有の観光資源を活用した新たな体験型観光コンテンツを開拓・育成する事業を実施した。

(5) 広域周遊観光の促進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促すため、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、情報発信等、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組みを支援している。また、地域の魅力・課題の発見や施策提案、関係者のスキル向上等に助言するため、地域へ専門家を派遣している。

また、国内外の旅行者に地方誘客動機を促し、新たな消費活動を創出するため、郷土食や温泉地、星空鑑賞など、全国各地に点在する共通のテーマを観光資源としてそれぞれの拠点をネットワーク化し、情報発信の強化や受入体制整備を図る取組みを「テーマ別観光による地方誘客事業」により支援した。

さらに、令和3年3月、訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）が把握できるFF-Dataについて最新1年分(元年分)を公表した。これにより、周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しへの活用が期待される。

このほか、北海道や沖縄等においてビッグデータを活用しつつ、既存の道路や駐車場の容量・空間を利活用し、即効性のある渋滞対策の強化に取り組んだ。加えて、国内外のサイクリストの誘客を図るため、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングロードを国が指定するナショナルサイクルートについて、令和元年度に指定したつくば霞ヶ浦りんりんロード、ビワイチ、しまなみ海道サイクリングロードに続き、3年1月31日に、トカプチ400、太平洋岸自転車道、富山湾岸サイクリングコースを候補ルートに指定した。

(6) 東北の観光復興及び各自然災害への対応

東北の観光復興の取組みを一層推進するため、平成28年を「東北観光復興元年」とし、各種施策を推進している^{注1}。また、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨が各観光地において深刻な影響を及ぼした。観光庁では、観光地全体の復旧・復興を図るために、各種支援策を講じた。

2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

(1) 観光関係の規制・制度の適切な運用及び民泊サービスへの対応

平成30年1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき新たに12地域で地域通訳案内士制度が導入（令和3年1月28日現在で38地域にて導入・3,259名が登録）されたほか、通訳案内士の資格を有さない者であっても、「多様な主体による外国語ガイド」として、外国語を用いた有償での通訳案内業務を行うことが可能となったことから、その実態等を把握する調査事業を実施し、活動実態、国内での対応可能範囲、得意とするツアーのジャンルの状況が判明した。また、旅行サービス手配業の登録制度について、都道府県等とも連携して制度周知を図り、3年1月1日時点で1,725社の登録がなされた。

また、「住宅宿泊事業法」に基づき、健全な民泊を推進している。住宅宿泊事業の届出住宅数は、令和3年3月9日時点で19,520件となった。健全な民泊サービスの更なる普及に向けて、営業日数を効率的に集約するシステムを構築すること等により、違法民泊対策の実効性を向上させた。

(2) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

観光分野における人材の育成及び確保のため、トップレベル、中核レベル、実務レベル、それぞれのレベルで取組みを行った。

トップレベルについては、我が国の観光産業を牽引する人材を育成することを目的とし、一橋大学及び京都大学の大学院段階（MBAを含む）に設置した「観光MBA」の取組み及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、これからの観光産業で求められる産業を牽引する人物像について、産学官による意見交換の場として協議会をオンライン開催した。

中核レベルについては、令和元年度に採択した愛媛大学、滋賀大学、北陸先端科学技術大学院大学、令和2年度に採択した山口大学の4大学において地域の観光産業等の経営力向上に向けた講座を開講した。

実務レベルについては、国内人材向けでは、地域の観光産業の強化・発展を推し進める実務人材を確保・育成するため、令和元年度に採択した3地域（乳頭温泉組合、栃木県観光物産協会、草津温泉観光協会）、2年度に採択した5地域（乳頭温泉組合、一関温泉郷協議会、湯田川温泉観光協会、蓼科観光事業者向け「女性活躍」支援策事業化協議会、黒川温泉観光旅館協同組合）において人材の採用・定着に関する取組みをモデル事業として行った。

また、外国人材向けでは、平成31年4月に新たな在留資格である「特定技能」が創設され、宿泊業においても国内外において技能試験を実施したほか、令和2年2月に宿泊業職種（接客・衛生管理作業）が技能実習制度「2号移行対象職種」へ追加されるなど、外国人材の受入れを進めている。

注1 東北の観光復興については、第1章第5節（2）を参照。

(3) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設に係る通知（平成28年6月）に基づく取組みを進めるとともに、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取組みへの支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。

(4) 観光地域づくり法人（DMO）を核とする観光地域づくりの推進

観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う観光地域づくり法人（DMO）^{注2}を核とする観光地域づくりを推進するため、令和3年3月31日時点で295団体を登録するとともに、情報・人材・財政の3つの側面から支援を行った。

(5) 「観光遺産産業化ファンド」の継続的な展開および次世代の観光立国実現のための財源の展開

観光庁と包括的連携協定を締結している(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）において、令和元年6月に設立した「観光遺産産業化ファンド」により、観光庁では、同機構、関係事業者や関係省庁、自治体と連携して、地域の観光資源の磨き上げ等を図るための取組を行った。

また、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設された（平成31年1月7日制度開始）。財源の使途に関しては、受益と負担の関係から日本人出国者を含む負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致するものに充てることとしている。

(6) コロナ禍の訪日プロモーション

新型コロナウイルス感染症の影響により、商談会、メディア招請等の国際的な往来を伴う事業の多くが延期や中止を余儀なくされたが、日本政府観光局においては、随時変化する感染状況や日本への渡航制限に関する情報等を的確に発信するとともに、閲覧データの分析等により、閲覧者の属性や関心を踏まえ、ウェブサイトやSNS等による我が国の魅力の効果的な発信を行った。

また、オンラインの商談会や旅行博等への出展等、発信方法を工夫しつつ「将来の訪日」につながる事業を実施した。

さらに、地方部への誘客を促進するため、日本政府観光局において、地方自治体・DMO等を対象とした研修会やコンサルティングのほか、全国各地の観光コンテンツ収集やウェブサイト等による地域の情報発信等を実施した。

(7) MICE 誘致の促進

新型コロナウイルス感染症収束後のMICEの安全な再開と国際競争力の更なる強化に向けて、MICE誘致に意欲的な地方都市に対する誘致力の強化に向けた支援や、ウィズコロナおよびポストコロナ時代の国際会議のあり方に関する調査及びMICE施設の感染症対策に関する国際的認証制度についての調査及び4施設における認証取得支援を実施した。また、グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援を実施している。

【関連リンク】
日本政府観光局 URL : <https://www.jnto.go.jp/jpn/>

注2 DMO : Destination Management/Marketing Organization

(8) ビザの戦略的緩和

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が収束し、国際的な人の往来が再開する段階で、今後のビザ緩和の実施について検討を行うこととした。

(9) 訪日教育旅行の活性化

日本政府観光局が運営する訪日教育旅行のウェブサイトを通じ情報発信を行った。

(10) 観光教育の充実

子どもたちが地域固有の文化、歴史、観光による交流の意義や経済的な効果等を実社会を通じて学ぶ観光教育の充実を図るため、学識経験者等による協議の場を立ち上げ、産学官で観光教育の意義を再確認するとともに、今後の普及施策について検討した。

また、学校教員を中心としたワークショップを開催し、協議内容について共有を図った。

(11) 若者のアウトバウンド活性化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けた若年層を含むアウトバウンドの段階的な回復に向けて、各国・地域における感染症対策や、これまでに海外教育旅行を実施した学校へのアンケート調査や事例収集を行う等、海外教育旅行の再開・回復のために必要な情報の収集及び分析を行った。また日本旅行業協会（JATA）と連携し、将来のグローバル人材の育成を目指すことを目的に、「2020年海外教育旅行オンラインセミナー」を開催した。

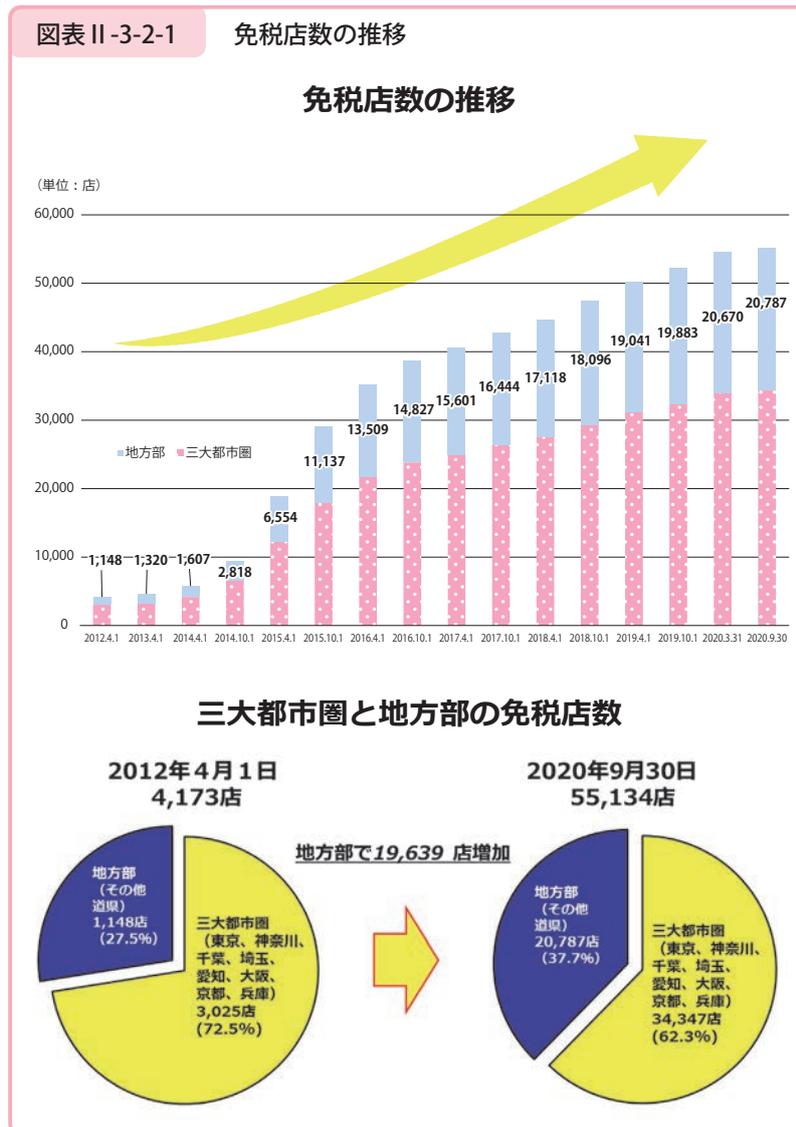
また、若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅授業」を新型コロナウイルス感染症の観点からオンラインを導入し、令和2年度は計8回実施した。

3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

関係省庁と連携の下、日本人出帰国及び外国人出国手続のための顔認証ゲートを、令和元年度までに導入済みの6空港（羽田、成田、中部、関西、福岡、新千歳空港）に加え、新たに那覇空港に配備した。また、事前にアプリで携帯品を電子申告した場合に迅速な通関を可能とする税関検査場電子申告ゲートについても、令和元年度までに導入済みの6空港（羽田、成田、中部、関西、福岡、新千歳）に加え、新たに那覇空港に配備した。

さらに、羽田、成田空港では、搭乗関連手続を顔認証により一元化する機器の導入に向け、取り組みを進めた。



(2) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

拠点駅周辺の案内サイン、バリアフリー交通施設、歩行空間等の整備を支援し、わかりやすく使いやすい歩行空間のネットワークの構築を推進している。

(3) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

観光地や公共交通機関等における多言語対応、無料公衆無線LAN環境の整備や公衆トイレの洋式化等に対する支援を行った。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取組みへの支援を実施した。さらに、飲食店等のバリアフリー化支援を実施した。

また、インバウンド需要の回復を見据えた免税店の拡大や、令和3年10月の免税販売手続の完全電子化に向けた事業者の対応を更に促進する観点から、必要な情報の周知広報に取り組んだ。加えて、令和3年10月から、免税販売手続を行う自動販売機（別途国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）については人員の配置を不要とする措置が講じられるところ、指定に向けた準備を進めた。さらに「道の駅」について、外国人観光案内所のJNTO認定取得や多言語表示の整備等のインバウンド対応を促進し、地域のインバウンドの受入拠点とする取組みを推進した。

(4) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

外国人患者を受け入れる医療機関について、令和2年度に1,920（うち都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は1,450）の医療機関をリスト化し、情報発信を行った。また、引き続き外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、入国前後の様々な段階において旅行保険への加入を促進した。

(5) 「地方創生回廊」の完備

「ジャパン・レールパス」について、訪日外国人旅行者が購入しやすい環境整備のため、令和2年6月より、インターネットを通じたジャパン・レールパス購入及びこれに基づく指定席の予約が可能となった。

さらに、多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人とモノの流れや地域活性化のさらなる促進のため、バスを中心とした交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を推進している。平成31年4月には国道15号品川駅西口基盤整備が事業化され、リニア開業時（令和9年）の概成を目標に整備を進めている。今後、官民連携を強化しながら、品川駅及び神戸三宮駅をはじめとする戦略的な集約型公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」を全国で展開していく。

訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、整備の進む我が国の高速道路ネットワークにおいて、高速道路に路線番号を付す「ナンバリング」を導入し、道路標識に路線名、路線番号、英語表記を記載するよう基準を改定し、全国の高速道路および一般道の優先区間で令和2年度末時点において約95%の整備が完了した。また、高速道路上で出口を案内する表示とは別の部分に一般道路の行き先地名に関する表示の特例を追加し、経路を把握しやすいよう取り組んでいる。

高速道路会社等が、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、全国の各エリアを対象とした高速道路の周遊定額パスを実施している。（ただし、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、令和2年4月8日より新規の申込受付を一時停止（令和3年3月31日現在））

海事分野においては、旅に係る新サービス創出の促進を図るため、平成28年4月から3年間、「船旅活性化モデル地区」制度を設け観光利用に特化した航路の旅客船事業の制度運用を試験的に弾力化した。この結果を踏まえ、31年4月からは「インバウンド船旅振興制度」を創設し、インバウンド等の観光需要を取り込む環境整備を図っている（令和2年度承認等実績：5件）。

(6) 地方空港のゲートウェイ機能強化

各地域による国際線就航を通じた訪日客誘致の促進のため、平成29年度より、国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等に対して、国際線の新規就航・増便、旅客の受入環境高度化への支援等を実施している。

日本政府観光局においては、航空路線誘致のための国際商談会への参加準備や、新規就航・増便・復便に向けた共同広告の準備を行った。

また、民間の知恵と資金を活用して空港の活性化を目指すため、北海道内7空港、広島空港について、空港運営の民間委託に向けた手続き等を進めた。

さらに、成田空港のC滑走路の整備、福岡空港の滑走路増設事業等、空港発着容量拡大等の取組みを進めた。

あわせて、富裕層旅客の取り込み等インバウンド振興の観点からもビジネスジェットの重要性が増

している。我が国では都市部を中心にビジネスジェットの専用施設・専用動線の供用を開始し、併せて諸手続の緩和を行ってきた。近年は地方空港においても利用環境整備が進んでおり、ビジネスジェット専用施設について令和2年度は那覇空港で整備を完了し、鹿児島空港で整備を実施している。

(7) クルーズを安心して楽しめる環境整備

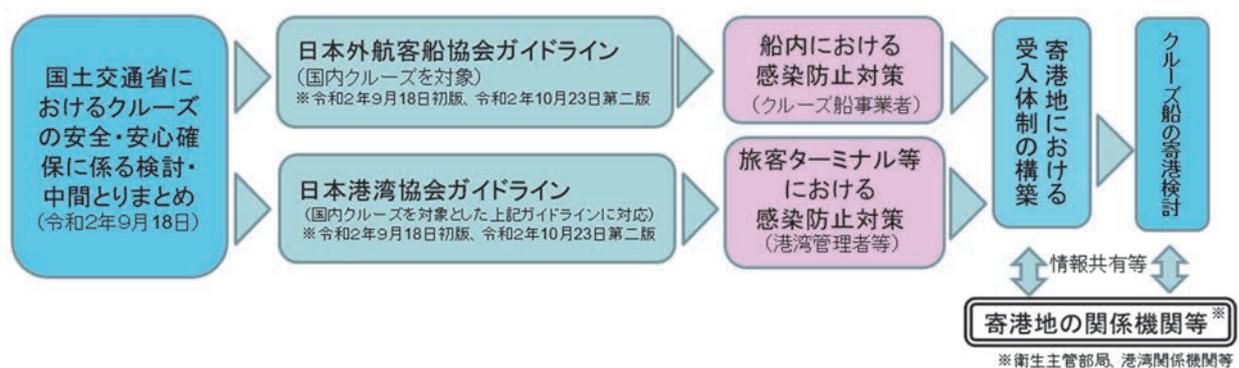
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行・拡大に伴い、クルーズ船の運航が休止となるなど厳しい状況が続いた。このため、国土交通省ではクルーズの安全・安心の確保のための検討を行い、同年9月18日に中間とりまとめを公表し、同時に中間とりまとめを踏まえた、国内クルーズにかかるガイドラインが関係業界団体（日本外航客船協会・日本港湾協会）から公表された。国内クルーズの運航や受入は、これらのガイドラインに基づき、船内や旅客ターミナル等での感染予防対策が徹底されるほか、都道府県等の衛生主管部局を含む協議会等における合意を得た上で行われている。また、海上運送法施行規則を改正し、邦船クルーズ事業者に対して感染症対策マニュアル（衛生管理規程）の策定・届出を義務づけた。国際クルーズについては、国内外の感染状況、我が国を含む諸外国の水際対策の動向等を踏まえつつ、引き続き安全対策について検討を進めていくこととしている。

また、クルーズの再興に向け、船内・旅客ターミナルにおける感染防止対策や、感染拡大防止に寄与する上質かつ多様なツアーメニューの造成等に対する事業について支援を行った。引き続き、ハード・ソフト両面にわたる支援を実施し、クルーズを安心して楽しめる環境整備を推進する。

さらに、政府広報を使って、「New Style Cruise」と題して、Withコロナ時代のクルーズスタイルに関するオンラインシンポジウムを開催した。

あわせて、訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域において、観光コンテンツの磨き上げや受入環境整備を行う意欲的な事業に対して支援を行うなど、観光の充実・開拓及び魅力向上に向けた取組みを進めた。

図表 II-3-2-2 クルーズを安心して楽しめる環境づくりへの取組み



(8) 公共交通利用環境の革新

訪日外国人旅行者のニーズが多い、鉄道車両の無料 Wi-Fi について、令和3年秋頃にすべての新幹線車両で導入を完了予定。

【関連リンク】
CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN URL : <https://www.mlit.go.jp/kankochu/cruise/jp/>

タクシーの複数回の利用分の運賃を予め一括して支払う一括定額運賃、需要の増減に応じ迎車料金を変動させる変動迎車料金を令和2年11月に導入した。

また、訪日外国人旅行者を含む旅行者が大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、空港・駅等で荷物の一時預かりや空港・ホテル等へ荷物を配送する手ぶら観光を推進した。（「手ぶら観光」共通ロゴマーク認定数：令和3年3月末現在539箇所）

外国人観光旅客利便増進措置については、令和2年3月に同措置を講ずべき区間等として、鉄道239区間・バス248区間・旅客船31区間・旅客船ターミナル3港・エアライン17事業者・空港ビル64空港を指定しており、公共交通事業者等から外国人観光旅客利便増進措置実施計画が提出された。

さらに、平成31年4月にフェリー・旅客船事業者と経路検索事業者間のデータ共有環境整備に向けて「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」等を策定・公表し、事業者自身による航路情報のデータ整備を支援・推進しているところ、令和2年3月には、フォーマット、ツールを改良し、機能向上を図るとともに、ツール入力支援動画の作成を実施するなどデータ化の促進を図った。

（9）東京2020大会に向けたユニバーサルデザインの推進

平成29年2月に決定した「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、共生社会の実現が東京2020大会のレガシーとなるよう「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」を推進した。

これに関連して、令和2年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年法律第28号）において、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化することとしている（令和3年4月に全面施行）。

上記に関連して、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を立ち上げ、「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に向けて取り組みを推進している。

空港では、旅客ターミナルビル毎に数値目標を設定しており、成田空港及び羽田空港では多機能トイレ又はトイレ機能の分散化、エレベーター増設等を実施した。

バス・タクシーについては、バリアフリー車両導入促進を図ったほか、東京2020大会関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化について支援した。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への改修の支援を実施するとともに、地域におけるバリアフリー旅行のサポート体制を強化するための調査や実証事業を行った。さらに、バリアフリー対応に取り組みその情報を積極的に発信している宿泊施設、飲食店、観光案内所を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を令和2年12月に開始。高齢者や障害者等がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進している。

加えて、全国にもインバウンド効果を波及させるため、全国の標識適正化委員会において標識改善の取組方針や英語表記規定を作成し、道路標識の改善を進めている。

アクセシブルルートを含む競技会場周辺の道路についても、連続的・面的なユニバーサルデザイン化を推進した。

第3節

良好な景観形成等美しい国づくり

1 良好な景観の形成

(1) 景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体は令和3年3月末時点で787団体に増加し、景観計画は630団体で策定されるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、「屋外広告物法」に基づく条例を制定している景観行政団体は、同年4月1日時点で224団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。

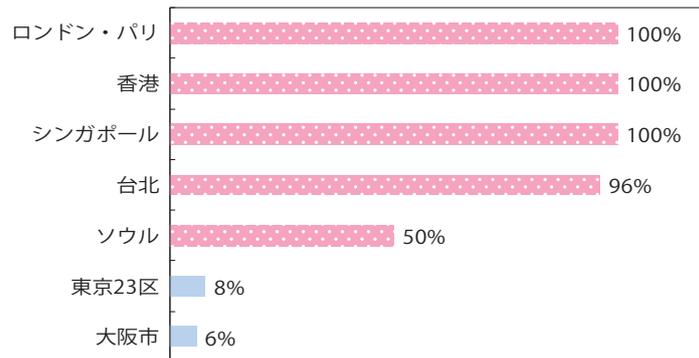
(2) 社会資本整備における景観検討の取組み

景観に配慮した社会資本整備を進めるため、地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、事業後の景観の予測・評価を行い、事業案に反映させる取組みを推進している。

(3) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、新設電柱の抑制、低コスト手法の普及、事業期間の短縮などにより、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進している。

図表 II-3-3-1 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



- ※1 ロンドン、パリは海外電力調査会調べによる2019年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※2 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※3 シンガポールは『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による2001年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※4 台北は台北市道路管線情報センター資料による台北市区の2015年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※5 ソウルは韓国電力統計2019による2018年の状況（ケーブル延長ベース）
- ※6 日本は国土交通省調べによる2019年度末の状況（道路延長ベース）

(4) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした修景・緑化を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。令和3年3月末現在144ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

(5) 景観に配慮した道路デザインの推進

安全・円滑・快適に加えて、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的指針である「道路デザイン指針（案）」や道路附属物等の設置・更新を検討するにあたっての景観への配慮事



脱・電柱社会 キーワードは低コスト化！
URL: <https://www.youtube.com/watch?v=w0sJdcjKlH4>

項を示した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」等に基づき、良好な景観形成の取組みを推進している。

(6) 水辺空間等の整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」をすべての川づくりにおいて推進している。

河口から水源地まで河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」計画を作成し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を推進している。

具体的には、良好な河川環境を保全・復元及び創出する「総合水系環境整備事業」や河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の緩和措置」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により支援している。

また、下水処理水のせせらぎ水路としての活用等を推進し、水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

(1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園等の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園等（22箇所）の整備及び維持管理を行っている。令和2年度には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園や明治記念大磯邸園等の整備を行うとともに、明治記念大磯邸園の一部区域を公開した。

(2) 古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れなどの古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

(3) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防関係施設(令和3年3月31日現在、重要文化財3件、登録有形文化財204件)については、土砂災害を防止する施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源として位置付け、環境整備を行うなどの取組みを推進している。

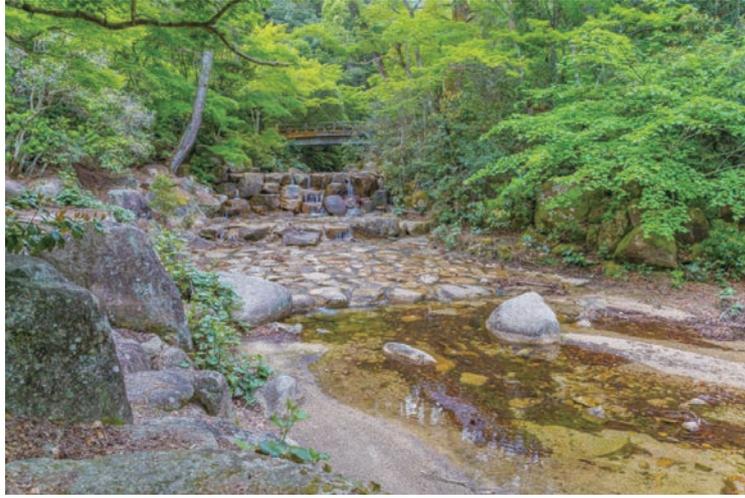
【関連リンク】

日本風景街道 URL : <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fukeikaidou/>

国営公園 日本の国営公園 公園とみどり URL : https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_kokuei/nihon/

図表 II-3-3-2

史跡名勝巖島の歴史的風致との調和が図られた紅葉谷川庭園砂防施設（広島県廿日市市：令和2年に重要文化財に指定）



資料) 広島県

（4）歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、86市町（令和3年3月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組を支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

（5）ミズベリング・プロジェクトの推進

「ミズベリング」とは、日常的な生活や経済活動を営みながら、身近にある川をほとんど意識していない人々や民間企業に対し、川の外から改めて川の価値を見いだす機会を提供する取組みである。

ミズベリングの普及に向けた取組みは全国78箇所（令和2年6月1日現在）で実施され、各地に浸透しつつあるが、より地域に根差した活発な活動としていくため、各地で人材育成や体制づくり

を支援したり、水辺の利活用と防災・減災対策との連携を進めるなど、水辺とまちの未来の形を創造するための、さらなる一歩を踏み出すことが期待されている。

図表 II-3-3-3

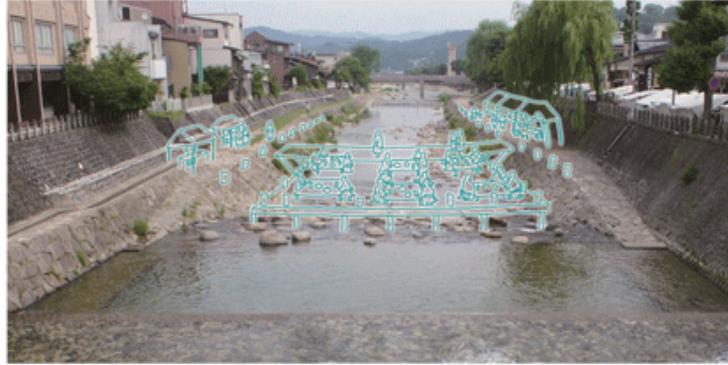
荒川流域の歴史的治水・砂防施設を巡る観光・交流イベントを推進（福島県福島市）



資料) 国土交通省

【関連リンク】
ミズベリング URL : <https://mizbering.jp/>

図表 II-3-3-4 川床のスケッチ（宮川：岐阜県高山市）



資料) 公益社団法人高山青年会議所

（6）グリーンインフラの推進

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組みである「グリーンインフラ」を推進する。令和2年度は、グリーンインフラの導入を目指す地域を対象に技術的・財政的支援を実施し、社会実装を加速するとともに、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」においてグリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めた。

【関連リンク】
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム URL：<https://gi-platform.com/>